

文教厚生常任委員会

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議案第37号）

問 市内に特定教育・保育施設は何か所あるのか。

答 保育所が該当し、公立保育所3か所、私立保育所2か所である。

問 地域型保育事業を実施している事業者は市内何か所か。

答 1か所である。

問 事業実施内容は。

答 ゼロ歳から2歳までのお子さんを預かる小規模保育事業を行い、定員は19名以下である。



幸手市立第二保育所

問 支給認定保護者の受給資格等の確認が、どのように変更されるのか。

答 保護者が該当施設を利用する場合、市からの情報により、施設への資格者証の提示が、必ずしも必要とされていない状況にあることから、支給認定証の交付は、保護者から申請があった場合のみ行うという、内閣府令の改正が行われたことを受けて、市においても同様の改正を行うものである。

平成29年度幸手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（議案第39号）

問 国民健康保険制度の改正による、電算システムの改修だと思われるが、どのような変更なのか。

答 平成30年度から開始される広域化に向けて、国保情報集約システムに対し、幸手市からの情報を流すための電算システム改修と、国民健康保険制度の改正に対応するための電算システム改修である。

問 どのような情報が、国保情報集約システムに組み込まれるのか。

答 国民健康保険税を計算するために、必要な情報すべてということになる。

問 電算システム改修費は、人口や自治体規模によって異なるのか。

答 各市町村のシステムの改修費である。人口というよりは、システム改修にどのくらい費用がかかるかというところの配分である。

国民健康保険制度が変わります

国民健康保険は現在、市町村が保険者となって運営していますが、平成30年度からは県と市町村が共同保険者となって運営します。

